

令和3年8月13日

各務原市総合事業 指定事業者 御中

各務原市高齢福祉課

**令和3年10月1日からの「介護予防・日常生活支援総合事業」  
(総合事業)の単位・加算の改正について**

平素は市の介護保険行政につきまして、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
令和3年度介護報酬の改定に伴い、総合事業の単位・加算の改正について、別紙のとおり変更します。ご承知おきいただき、必要がある場合には書類の提出をお願いいたします。

**記**

- 1 総合事業の単位の変更および加算の新設について 《別紙のとおり》
- 2 コードの変更について  
上記の変更に伴い、国保連請求時等で使用するサービスコードの変更が発生します。  
新しいサービスコードの市ウェブサイトへの掲載は、9月中旬ころを予定しています。

変更届等及びサービスコード表はこちらからダウンロードできます。

市ウェブサイトトップページ > くらし・市政 > 事業者向け情報 > 介護保険  
> 地域支援事業について > 介護予防・日常生活支援総合事業  
> 指定事業所の指定について

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009190/1009192.html>

**【問い合わせ】**

各務原市 高齢福祉課 高齢福祉係  
担当：長縄・近藤  
電話：058-383-1779（直通）  
Fax：058-383-6365

令和3年10月1日改定

## ▶訪問型現行相当サービス（A2） 変更点なし

## ▶訪問型サービスA（A3） ※変更届等の提出は必要ありません

サービス種類	変更前	変更後
訪問型サービスA （A3）	生活支援サポーター 単価 221 単位（1 回につき）	生活支援サポーター 単価 <u>222</u> 単位（1 回につき）
訪問型サービスA （A3）	有資格者 単価 221 単位（1 回につき）	有資格者 単価 <u>222</u> 単位（1 回につき）

## ▶通所型現行相当サービス（A6）

算定を希望される場合は、算定開始希望月の前月15日まで（10月1日から算定希望の場合は9月15日）に、介護保険課施設指導係へ①変更届（様式第3号）、②介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙1-1）、③介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-2）の提出をお願いいたします。

サービス種類	変更前	変更後
通所型現行相当サービス（A6）	加算なし	<u>栄養アセスメント加算 50 単位</u>
通所型現行相当サービス（A6）	口腔機能向上加算Ⅰ 150 単位	口腔機能向上加算Ⅰ 150 単位 <u>口腔機能向上加算Ⅱ 160 単位</u>
通所型現行相当サービス（A6）	生活機能向上連携加算Ⅱ 200 単位	<u>生活機能向上連携加算Ⅰ 100 単位</u> 生活機能向上連携加算Ⅱ 200 単位
通所型現行相当サービス（A6）	口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ 5 単位	<u>口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ 20 単位</u> 口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ 5 単位
通所型現行相当サービス（A6）	加算なし	<u>科学的介護推進体制加算 40 単位</u>

## ▶通所型サービスA（A7） ※変更届等の提出は必要ありません

サービス種類	変更前	変更後
通所型サービスA （A7）	単価 351 単位（1 回につき）	単価 <u>355</u> 単位（1 回につき）
通所型サービスA （A7）	単価 1,522 単位（1 月につき） ※1月5回の場合	単価 <u>1,538</u> 単位（1 月につき） ※1月5回の場合
通所型サービスA （A7）	単価 3,120 単位（1 月につき） ※1月9回～10回の場合	単価 <u>3,152</u> 単位（1 月につき） ※1月9回～10回の場合